

○財務省告示第四十三号

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年財務省令第四号）の施行に伴い、たばこ事業法施行規則第三十六条第十一項に基づき財務大臣が定める件（平成十五年十二月財務省告示第七百十一号）は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日限り廃止する。

令和元年六月十四日

財務大臣 麻生 太郎